

妊娠&出産した方に

西都市出産・子育て応援給付金事業

(出産応援給付金・子育て応援給付金)

①経済面での負担を軽減するため、給付金を支給します。

【支給対象となる方】

西都市民であり、以下のいずれかに当てはまる方

- ・令和4年4月1日以降に妊娠届出をした方
- ・令和4年4月1日以降に出産したお子さんがいる家庭

※転入者の場合、転入前の自治体で出産又は子育て応援の給付を受けていない方
※妊娠届出後に流産等で出産に至らなかった方も受け取ることができます。



【申請方法】

妊娠届出時、産婦・新生児訪問、電話連絡などで対象者にお知らせします。

妊娠届出時には、申請書兼請求書を記入して持参してください。

(ホームページからダウンロードもできます。)

出産応援給付金の振込先は妊婦の口座です。

いずれの申請も、振込先の口座情報の写しを一緒に提出してください。

※書類到達から振り込まれるまで1か月半程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

②妊娠中から出産後の相談をより充実させます。

それぞれアンケートと面談(妊娠8か月頃は希望者)を実施し、お話を伺いながら出産や子育てについて支援していきます。

妊娠届出時

出産に向けて、不安なことを解消しましょう。出産への見通しを立てましょう。



妊娠8か月頃

アンケートを送付いたします。希望者は面談も可能です。産後の手続き等情報提供などを行います。



乳児訪問時

(産後1~2か月頃)

産後のお母さんの体調や赤ちゃんの様子をお伺いします。
訪問日程についてお電話させていただきますのでお待ち下さい。

※裏面「給付金の注意事項について」をご確認ください。

お問い合わせ先 西都市役所 健康管理課 健康推進係

電話:0983-43-1146

給付金の注意事項について

給付金の取扱いについては、十分に留意して以下のような子育て商品やサービス等として利用してください。

- ・ 妊婦健康診査等の交通費
- ・ 出産・育児関連用品等の購入
- ・ 出産・育児関連用品レンタル費用
- ・ 家事・育児支援サービス等の利用料

給付金の使用対象外となる商品やサービスは以下のとおりになります。

1. 酒やたばこ等、未成年者の購入が法令により禁止されているものの購入
2. 明らかな資産形成である、出資や金融商品の購入
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業を行う店舗等での使用
4. 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル等を含む）